

廃棄物 3 R ・ 適正処理推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

廃棄物の不法投棄未然防止活動、不適正処理対策、減量化対策を継続するとともに、市町村の災害廃棄物処理体制の整備を支援するなど、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を推進する。

2 事業の概要

(1) 不法投棄未然防止啓発活動事業 7,418千円

県民、事業者及び行政が一体となった不法投棄廃棄物の撤去活動を通じて、不法投棄の現状についての意識啓発を行い、不法投棄の未然防止を図る。

- ・実施主体：地域住民、(一社)秋田県産業廃棄物協会、市町村及び県等
- ・撤去か所数：8地域振興局各3か所(全県で24か所)

(2) 産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費 3,257千円

産業廃棄物処理業者の情報を管理する電算処理システムの保守管理を行う。

(3) 産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金 2,500千円

産業廃棄物処理業者等の適正処理に向けた意識や技術の向上を図るため、(一社)秋田県産業廃棄物協会が実施する研修及び広報・啓発活動を支援する。

※補助金(補助率1/2(上限2,500千円))

(4) 事前協議・環境保全協力金管理業務費 1,145千円

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議及び環境保全協力金の徴収に関するシステムの保守管理等を行う。

(5) 廃棄物不適正処理対策費 22,723千円

環境監視員による巡回指導を実施するとともに、監視カメラを設置するなどにより、廃棄物の不適正処理の未然防止を図る。

- ・環境監視員：8地域振興局各3人配置(全県で24人)
- ・監視カメラ：全県で8台追加(現在、8地域振興局に各5台配置)

(6) 廃棄物減量化推進事業 8,107千円

① プラスチック資源循環推進事業

製造者、販売者及び消費者の3者が認識を共有するため、県民及び事業者を対象としたセミナーの開催等により、プラスチックの3Rや減量化に向けた意識の醸成を図る。

② (新)食品ロス実態調査事業

県内の家庭系食品ロス発生量の調査を行い、食品ロス削減のための施策の基礎資料とする。

(7) 電子マニフェスト普及促進事業 367千円

「電子マニフェスト」の普及を図るため、県の事業で排出される産業廃棄物の処理委託に率先して導入するとともに、排出事業者等を対象とした研修会を開催する。

(8) (新)循環型社会形成推進基本計画改定事業 2,611千円

現行の計画を改定し、令和2年度中に「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定する。

(9) 産業廃棄物実態調査事業 7,700千円

県内における産業廃棄物の排出・処理状況等の調査を実施し、「第4次秋田県循環型社会推進基本計画」策定のための基礎資料とする。

(10) 災害廃棄物処理体制整備事業 1,497千円

市町村等及び県の廃棄物担当者に対する災害廃棄物処理に関する研修を実施する。

3 予算額

57,325千円

【参考1】廃棄物の3Rとは

Reduce (リデュース=発生抑制)

製品を作る際に使用する資源の量を少なくすることや長持ちする製品づくりをすること。

Reuse (リユース=再使用)

使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。

Recycle (リサイクル=再生利用)

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
の3つの英語の頭文字をとったものです。

【参考2】（8）循環型社会形成推進基本計画改定事業について

I 現行計画（平成28年度～令和2年度）の概要

1 根拠法	循環型社会形成推進基本法 第10条 廃棄物処理法 第5条の5第1項
2 内容	3Rの推進と地域循環圏の形成、循環型社会ビジネスの振興及び廃棄物の適正処理の推進のため、県民、事業者、自治体の各主体が自主的に取組を進め、相互に連携協力することによって、県民一体となって循環型社会の形成を目指す。

II 次期計画策定における主な視点及びスケジュール

1 視点等	（1）持続可能な社会づくりとの統合的取組 （2）ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 （3）適正処理の更なる推進と環境再生 （4）多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
2 スケジュール	令和2年5月～ 物質フロー調査及び産業廃棄物実態調査実施 6月～ 有識者検討会（3回） 9月 県議会への報告（骨子案） 令和3年1月 パブリックコメント実施 2月 県議会への報告（計画案） 3月 環境審議会諮問・答申、策定
3 計画期間	令和3年度から令和7年度（5年間）